27100

大阪府

大阪市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準			措置範囲	措置事項	適用期間
対象地域及び事業内容	投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
「関西イノベーション国際戦略総合特区」における市内特区地域（大阪駅周辺地区、夢洲・咲洲地区及び阪神港地区）に進出し、ライフサイエンス、新エネルギー等に関する事業について、事前に市条例に基づき事業計画の認定を受け、事業を実施すること。	要件なし	事業計画認定段階での要件なし	法人市民税 固定資産税 都市計画税 事業所税	課税免除（最大）	当初5年間
				2分の1軽減（最大）	6年目から10年目まで

詳しくはこちら（国際戦略総合特区における地方税の特例制度）

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

要綱名称	制定年月	対象者の要件	内　　容
大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱	令和4年8月16日	・新たに大阪市内に設置する事業所等において本社機能の業務を4年以上継続すること ・資本金等の額が 1,000 万円以上の株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社であること ・過去5年の間、大阪市内に事業所等の拠点を設けていないこと ・日本国内において法人設立後5年を経過していること ・その他、要綱に規定する要件を満たすこと	・建物賃借料の2分の1を助成 （1平方メートルあたり月 5,000 円を上限として、1か月の助成金上限額 100 万円）。 ただし、本市予算の範囲内で助成。 ・助成対象期間：24 か月

詳しくはこちら（大阪市本社機能立地促進助成金の対象となる事業者を募集します）

27140
大阪府
堺市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

<table>
<tr><th colspan="2">適用基準</th><th rowspan="2">措置事項</th><th rowspan="2">措置範囲</th><th rowspan="2">適用期間</th></tr>
<tr><th>投下固定資本額（万円以上）</th><th>従業員（人以上）</th></tr>
<tr><td>①工業専用地域、工業地域、準工業地域の場合
次の特定事業所等の新設、拡張または移転であること
・工場、事務所（製造業及び情報通信業に限る）
・研究所、高度物流施設
特定事業所等の新増築・建替え、償却資産の取得に要した費用の合計が次の金額以上であること
・大企業 10 億円、中小企業 1 億円

②都市拠点（都心、中百舌鳥、泉ヶ丘地域）の場合
次の特定事業所等の新設、拡張または移転であること
・事務所、研究所
特定事業所等の新増築・建替え、償却資産の取得に要した費用の合計が次の金額以上であること
・10 億円（本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については 1 億円）</td><td></td><td>1/2 軽減</td><td rowspan="3">固定資産税
都市計画税
事業所税</td><td rowspan="3">5年間</td></tr>
<tr><td>③①に該当し、かつ下記㋐又は㋑のいずれかに該当
㋐成長産業分野に進出する企業の投資で、市外からの本社移転を伴うもの
㋑成長産業分野の研究所を整備するもの

④②に該当し、かつ都心地域において下記㋐又は㋑のいずれかに該当
㋐成長産業分野に進出する企業の投資で、市外からの本社移転を伴うもの
㋑成長産業分野の研究所を整備するもの</td><td></td><td>2/3 軽減</td></tr>
<tr><td>⑤②に該当し、かつ下記㋐又は㋑のいずれかに該当
㋐中百舌鳥地域において ICT 関連の事業を行う企業の投資
㋑泉ヶ丘地域において次世代ヘルスケア関連の事業を行う企業の投資</td><td></td><td>3/4 軽減</td></tr>
</table>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
堺市企業成長促進補助金交付要綱	H30 年 4 月	○既成都市区域で本社機能を整備する場合 ＜補助要件＞ ・堺市内の近畿圏整備法に基づく既成都市区域（JR 阪和線以西の区域で石津川左岸線以西の区域を除く）において、本社機能に供する建物を取得又は賃借により整備する企業等 ・補助対象経費1千万円以上（大企業は2千万円以上）、かつ市内在住雇用増1人以上(大企業は5人以上) ※補助対象経費 【建物取得の場合】建物（新設・増設・建替えに限る）・建物附属設備・構築物・機械装置等の取得に係る経費 【建物賃借の場合】建物改築、建物附属設備・　構築物・機械装置等の取得に係る経費 （本補助金共通）	＜補助内容＞ ・補助対象経費の 10%以内(大企業は 5%以内) ・市内在住雇用増×20 万円×3年 ＜補助上限額＞ ・投資に対しては 1 億円 ・雇用増に対しては 5,000 万円
		○生産拠点を有する市内企業等が他市から本社を移転する場合 ＜補助要件＞ ・市内に生産拠点となる工場を有する企業等、又はその企業等の関連会社であること ・市内在住雇用増2人以上（大企業は5人以上）	＜補助内容＞ ・市内在住雇用増×20 万円×3年 ＜補助上限額＞ ・雇用増に対して5千万円
		○研究開発施設を整備する場合 ＜補助要件＞ ・製造業を主たる事業として営む企業であること ・研究開発の用に供する建物を取得又は賃借により整備する企業等 ・補助対象経費 1 千万円以上(大企業は 10 億円以上) ・大企業の場合、当該補助事業が近畿圏整備法に基づく既成都市区域の工業適地（工業専用地域、工業地域、準工業地域）で行われるものであること	＜補助内容＞ 補助対象経費の 10%以内(大企業は 5%以内) ・市内在住雇用増×20 万円×3年 ＜補助上限額＞ 投資に対しては1億円 雇用増に対しては5千万円
		○中小製造業者等が成長産業分野へ進出する場合 ＜補助要件＞ ・堺市内において、成長産業分野（環境エネルギー、健康医療、航空機・リニア、防災）に関する事業の用に供する建物等を取得、改良又は賃借により整	＜補助内容＞ ・工場の建築等の場合は補助対象経費の5%以内、研究開発施設の建築等の場合は補助対象経費の 15%以内

		備する企業 ・製造業を主たる事業として営む中小企業であること ・補助対象経費が製造の用に供する工場及び研究開発の用に供する施設で5千万円以上、又は研究開発の用に供する施設で1千万円以上であること ※上記にかかわらず、成長産業特例（水素ステーションの整備）を適用する企業等で、補助対象経費が5千万円以上の場合も対象とする。	・市内在住雇用増×20 万円×3年 ＜補助上限額＞ 投資に対しては１億円 雇用増に対しては5千万円
堺市都心地域産業拠点強化補助金交付要綱	R2 年 4 月	＜対象業種＞ 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業（新エネ等）、情報通信業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、運輸に附帯するサービス業、郵便業、卸売業、銀行業、協同組織金融業、補助的金融業等、保険業、学術研究、専門・技術サービス業（その他専門サービス業を除く、広告業、技術サービス業（写真業を除く。）、その他の物品賃貸業を除く。）、学校教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校を除く。）及びその他の教育、学習支援業（学習塾、教育・技能教授業及び他に分類されない教育、学習支援業を除く。）職業紹介・労働者派遣業 ※S-Cube 卒業企業または堺市中百舌鳥イノベーションクラスター補助金を受けた者については、業種は問わない。 ＜補助要件＞ 対象地域に事業所等を設置する者で、次の①～③を満たしていること。 ①事業所の従業員5人以上の常時雇用があること ②事業所の床面積 50 ㎡以上の規模 ③国税若しくは市税について、正当な事由なく続けて期限後申告若しくは期限後納付をしていないこと ※ただし、堺市または S-Cube の特定の支援策を受講した場合は、上記に関わらず、補助対象とする。 ＜対象地域＞ 堺市都心地域の本市が指定する地域	＜補助内容＞ 予算の範囲内で、 立地後３年間の賃料の 30%を補助（500 万円限度） ※特例制度 下記の①～②のいずれかの要件を満たす場合には、各 10%の加算を行う。ただし、①の補助限度額は 1,500 万円、の補助限度額は 500 万円。 ①本社機能移転 ②外資系企業
堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積	R2 年 4 月	＜補助要件＞ 事業所等を開設する者のうち、次の①～③の全てに該当する者	＜補助内容＞ 予算の範囲内で、 立地後３年間の賃料の 30%を補助

促進補助金交付要綱		①床面積の合計が 50 ㎡以上の事業所等を新たに賃借した企業 ②常時勤務する従業者の合計が5名以上である企業 ③当該事業所等にて、以下の㋐～㋒いずれかの事業を実施する企業 ㋐医薬品、医療機器及びこれらに関連する製品又はサービスを提供する事業 ㋑介護機器、福祉機器及びこれらに関連する製品又はサービスを提供する事業 ㋒健康の保持及び増進を図るための製品又はサービスを提供する事業 ※上記のうち、商業施設（遊戯施設、飲食店、物品販売、個人向けサービス等の集客を行う施設）病院、福祉施設その他これらに類する事業は除く ＜対象地域＞ 泉ケ丘駅周辺の本市が指定する地域	（500 万円限度） ※特例制度 下記の①②のいずれかの要件を満たす場合には、各 10%の加算を行う。ただし、①の補助限度額は 1,500 万円、②の補助限度額は 500 万円。 ①本社機能移転　②外資系企業
堺市中百舌鳥地域イノベーションクラスター補助金交付要綱	R2 年 4 月	＜補助要件＞ (1)事業所等を開設する企業のうち、次のア及びイに該当する企業 ア:床面積が 20 平方メートル以上の規模である事業所等を対象となる地域に新たに賃借した企業 イ:当該事業所等で行う事業が以下のいずれかに該当する企業 ①ICT 関連企業特例(※)を受ける企業 ②株式会社さかい新事業創造センターに入居している、又は入居していた企業 ③法人設立後 10 年以内であり、3期前から売上高が 1,000 万円を超えており、かつ直近2期が継続して売上高の増加率が年 20%以上の成長顕著なスタートアップ企業 ④ベンチャーキャピタル等からエクイティファイナンスにより 500 万円以上の資金調達を行っている企業 ⑤大学の教官、研究員の研究成果を技術シーズとして事業化を行う企業 ※情報サービス業又はインターネット附随サービス業に該当する事業、高度なデジタル技術若しくはロボットを活用した製品又はサービスを提供する事業	＜補助内容＞ (1)の場合 立地後3年間の賃料のうち 1年目 50%、2年目 40%、3年目 30%を補助(500 万円限度)。 ※特例制度 下記の①～③のいずれかの要件を満たす場合には、各 10%の加算を行う。ただし、①の補助限度額は 1,500 万円、②③の補助限度額は 500 万円。 ①ICT 関連企業特例(※)　②大阪公立大学シーズ特例　③外資系企業特例 (2)アの場合 立地後3年間の賃料のうち 1年目 50%、2年目 40%、3年目 30%を補助(1,500 万円限度)。 またオフィス開設時には、オフィス開設に係る建物改修費の 10%を補助（500 万円限度）。

		等のいずれかを行う企業の補助率及び補助上限額の特例 (2)フレキシブルオフィスを整備する企業のうち、次のア又はイに該当する者 ア:対象となる地域内に助成対象部分の床面積の合計が 100 平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を賃借により整備する者 イ:対象となる地域内に助成対象部分の床面積の合計が 100 平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を取得により整備する者 ※ただし、堺市または S-Cube の特定の支援策を受講した場合は、上記に関わらず、補助対象とする。 ＜対象地域＞ 中百舌鳥駅周辺の本市が指定する地域	(2)イの場合 オフィス開設時に、オフィス整備に係る建物・建物附属設備・構築物・機械装置等の取得に係る費用、建物改修費の 10%を補助(2,000 万円限度)。
堺市賃貸オフィスビル設置促進補助金交付要綱	R2 年 4 月	＜補助要件＞ 次の①～⑤の全ての要件に該当する者 ① 対象区域において賃貸オフィスビルを新築し、又は建替えを行う者であること ②賃貸オフィスビルの延床面積が、都心地域においては 3,000 ㎡以上、中百舌鳥地域及び泉ヶ丘地域においては 1,500 ㎡以上であること ③賃貸オフィス等の用に供する目的で設計された部分の床面積の合計が、賃貸オフィスビルの延床面積の 2 分の 1 以上であること(ただし、対象床面積の合計が 1,500 ㎡以上である場合は、この限りでない。) ④賃貸オフィスビルの 1 階層当たりの床面積が 300 ㎡以上であること ⑤対象となる賃貸オフィスビルに関して、「堺市百舌鳥イノベーションクラスター補助金」の補助を受けていないこと ＜対象地域＞ 都心地域、中百舌鳥地域、泉ヶ丘地域	＜補助内容＞ 補助対象経費※の 10%を補助(2億円限度) ※補助対象経費 賃貸オフィスビルを新築し、又は建替えを行うために要する経費のうち、建物の取得、建物付属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得に係る費用 (※賃貸オフィス等以外の用途に供する部分に係る経費を除く。)
堺市グリーンイノベーション投資促進補助金	R3 年 4 月	＜補助要件＞ 次の全ての要件に該当する者 ①次のいずれかの事業を行い、補助対象経費が 10 億円以上であること。(2以上の企業の共同により行	＜補助内容＞ ・建物の新築、増築及び建替えに要する費用の5% ・償却資産(機械及び装置、建物附属

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>われる場合は、共同事業者の補助対象経費合計額が 10 億円以上であること。）
<table>
<tr><th>事業</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>研究所整備</td><td>水素利用、二酸化炭素固定・再利用、再生可能エネルギー、次世代蓄電池その他脱炭素化に貢献する革新的な技術又は製品に関する研究所を整備する事業</td></tr>
<tr><td>生産拠点整備</td><td>水素利用に関連する製品、次世代蓄電池材料、養生風力発電に関連する基幹部品その他脱炭素化に貢献する製品に関する生産拠点を整備する事業</td></tr>
<tr><td>発電所整備</td><td>水素発電、アンモニア発電など脱炭素化に貢献する発電所を整備する事業（太陽光発電所、原子力発電所及びバイオマス発電所を除く。）</td></tr>
<tr><td>設備導入</td><td>生産工程で発生する二酸化炭素の大幅削減又は再利用、工場間のエネルギー融通その他温室効果ガスの大幅削減又は再利用等に関する設備を導入する事業で温室効果ガス削減効</td></tr>
</table>
</td>
<td>設備並びに構築物に限る。）の取得に要する費用の2%

＜補助上限＞
建物に対しては2億円
償却資産に対しては 1 億円
ただし補助金の額が 5,000 万円を超える場合は、1 年度当たり 5,000 万円を上限として、複数の年度に分割して交付します。</td>
</tr>
</table>

		果（※年間 5,000 トン以上の CO2 削減効果）が見込まれるもの（既存設備等の単なる更新や買替えを除く。） ②補助対象事業に関して、堺市が行う温室効果ガス削減効果等に関する調査及び情報発信に協力すること。 ③補助対象事業に関して、堺市企業成長促進補助金の認定を受けていないこと。	

詳しくはこちら（企業投資支援のご案内）

27202

大阪府

岸和田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
岸和田市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例	H15.12	〈対象地域〉 ・阪南港阪南2区の工業用地、港湾関連用地及び都市機能用地 ・丘陵地区計画区域の工業系業務地区及び商・工業系業務地区 上記の区域のうち、市長が告示により指定した区域 〈要件〉 ○対象地域内で自己の事業用に新たに土地を取得（借地）し、当該土地に家屋を所有しようとする者のうち、市長に助成措置対象企業の指定を受けた者 ※3年以内に操業を開始し、かつ、15 年以上（借地の場合は7年以上）操業しなければならない（ただし、特別の理由があると認められる場合は操業開始について延長することができる） ※R10.3 までに助成措置対象企業の指定を受ける必要有り	助成金 〈助成金額〉 ①土地取得時 土地、家屋、償却資産（新規取得）の固定資産税の納付額に相当する額 ②土地借地時 土地の敷地面積に1㎡当たり 500 円を乗じた額（上限：年間賃料額） 家屋、償却資産（新規取得）の固定資産税の納付額に相当する額 〈交付期間〉 ①土地取得時 土地：交付開始から 10 年 家屋：交付開始から 10 年 償却資産：交付開始から2年 ②土地借地時 土地：交付開始から5年 家屋：交付開始から5年 償却資産：交付開始から2年 ※交付は、各年度の税完納及び借地料の支払い後の翌年度より行う
		〈便宜供与要件〉 助成措置対象企業が、下記のいずれかを満たしていること ○新たに雇用される市民及び市外から本市に転入することとなる従業員の数の合計数が 30 人以上であると見込まれる場合 ○事業が技術の先端性、特殊性等を有することにより、将来性を有し、本市の経済に相当の好影響を及ぼすものと見込まれる場合	便宜供与 従業員住宅用地の確保その他当該企業の事業の継続に資すると認められる事項について、下記の便宜供与を行う。 ○普通財産である市有地の優先譲渡又は優先貸付 ○指定企業の事業に関し有益と認められる行政等の情報提供
岸和田市産業集積促進地区における産業支援条例	H21.3	〈対象地域〉 市内の産業が集積する地区として、市長が告示により指定した区域	助成金 ○土地：新たに取得した土地に係る固定資産税相当額の 1/2 を5年間交

		〈対象業種〉 ○製造業 ○運輸業 ○情報通信業 ○電気・ガス・熱供給（※新エネルギー利用等に係るものに限る） ○学術研究、専門・技術サービス業（※学術・開発研究機関に係るものに限る） 〈対象事業〉 事業者が申請し、市長の認定を受けた操業計画に基づき行う下記の事業資産の取得 ○土地（借地は除く） ○家屋（購入、新築、増改築が対象。借家は除く） ○償却資産（新規に購入するものが対象） ※ただし、家屋や償却資産を取得せずに、土地のみを取得する場合は、対象外。また、土地の取得費を除いた家屋・償却資産の総投資額が中小企業は 3,000 万円、それ以外（大企業）は2億円以上必要 ※R10.3 までに操業計画の認定を受ける必要有り	付 ○家屋：新たに取得した家屋に係る固定資産税相当額の 1/2 を5年間交付 ○償却資産：新たに取得した償却資産に係る固定資産税相当額の 1/2 を2年間交付 ※ただし、家屋の増改築については、増改築を行った部分のみ対象

詳しくはこちら（岸和田市産業支援助成制度のご案内）

27203

大阪府

豊中市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
豊中市企業立地促進条例	H20.4 H25.4 改正 H30.4 改正 H31.1改正 R4.4 改正	＜対象地域＞ 工業地域または準工業地域 ＜対象業種＞ 製造業、道路貨物運送業（ただし、倉庫業、冷蔵倉庫業、こん包業のうちどれかを含んだ事業であること）または卸売業 ＜投資内容＞ （1）建物 以下の建物の取得又は借受けであること。 ・新設・建替えの場合床面積 100 ㎡以上の建設であること ・増設の場合 30 ㎡以上の拡張であり、かつ総床面積 100 ㎡以上であること （2）土地 面積要件なし（新規取得・賃借いずれも可） （3）設備 1,000 万円以上の設備投資 ※（2）のみ、（3）のみの場合は対象外	立地促進奨励金 土地・建物・設備にかかる固定資産税相当額の 1/2(豊中市企業立地促進条例において定める産業誘導区域内については 3/4、同条例において定める重点エリアについては固定資産税相当額)を5年間にわたって交付（※年度あたりの限度額1億円、※建物を借受けしている場合は、設備のみが対象） 環境配慮奨励金 豊中市環境配慮指針に基づく緑化基準を超える緑地を整備している場合、基準を1㎡上回るごとに1万円（限度額 1,000 万円） 雇用促進奨励金 事業開始後３年を経過した日に、市民を新規に1年以上正規雇用している場合、1人あたり 10 万円（限度額 1,000 万円）

詳しくはこちら

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoricchi/kigyoritchi.html

重点エリアの指定について

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoricchi/a00104001.html

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
豊中市操業環境対策補助金交付要綱	H31.1	〈対象地域〉 工業地域または準工業地域 〈対象者〉 事業所が発生させる騒音、振動、悪臭に対して、その対策を行う者（現在操業している事業者のみが対象） 〈要件〉 ①事業前の数値が各法令に違反していないこと。 ②事業後の数値が事業前の数値よりも各法令に基づき、 騒音・振動の場合→1つ以上厳しい規制基準値以内の数値に達していること。 悪臭の場合→1/10 以下の数値に達していること。	〈対象経費〉 左記対策に係る建築物等の新設、改築、増設等、又は機械設備の新規導入、改造、交換等に係る費用（生産に係る機械設備は除く） 〈補助割合〉 市長が認める経費に 2/3 を乗じて得た額 （※上限300万円）
豊中市産業利用補助金交付要綱	H31.1 R4.4 改正	〈対象地域〉 産業誘導区域 〈対象者〉 土地所有者であり、事業者に土地を売却する者、賃借を目的として貸工場等を建築（新設、増設、建替）する者、又は事業者に土地を賃貸する者（土地賃貸は重点エリアのみ） 〈要件〉 ①買主側(又は借主側)の事業者が製造業、道路貨物運送業（ただし、倉庫業、冷蔵倉庫業、梱包業のうちどれかを含んだ事業であること）又は卸売業を営む者であること。 ②買主側（又は借主側）の事業者が、指定決定日から5年以内に当該土地上で操業開始をすること。	〈対象経費〉 土地の売買契約金額、貸工場の建築費、又は土地の固定資産税相当額 〈補助金額〉 土地売買の場合、契約金額の3％（重点エリアの場合6％） 貸工場等建築の場合、建築費の3％（重点エリアの場合6％） 土地賃貸の場合、固定資産税相当額の5年度分（重点エリアのみ） 上限 500 万円（重点エリア内は 1,000 万円）
豊中市産業利用促進整備助成金	R2.4	〈対象地域〉 産業誘導区域 〈対象者〉 産業誘導区域内における市の道路計画に規定された私有道路敷を保有する者 〈要件〉 ①整備する道路が、産業誘導区域内における市の道路計画に規定された道路であること。 ②道路計画に基づき、市が求める道路整備を行う	〈対象経費〉 舗装工事費、側溝工事費、分筆測量費 〈補助金額〉 市長が認める経費に 1/2 を乗じた額 （※上限250万円）

		こと。 ③整備された道路の寄付・売却を行い、市に移転登記を行うこと。	

詳しくはこちら

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoricchi/kigyourittihojokin.html

27205

大阪府

吹田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
― ※投下固定資本額についての要件無し。「成長産業特別集積区域（成長特区）」における市内特区地域（国立循環器病研究センター跡地、大阪大学吹田キャンパス、北大阪健康医療都市（健都）の一部）に進出し、ライフサイエンス、新エネルギー等に関する事業について、事前に大阪府の条例に基づき事業計画の認定を受け、事業を実施すること	―	課税免除 （最大）	法人市民税 固定資産税 都市計画税 事業所税	当初5年間
		2分の1軽減 （最大）		6年目から 10 年目まで

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
企業立地促進条例	H25.3 改正 H30.4.1	〈対象業種〉 ①製造業 ②学術・開発研究機関 ③卸売業の本社 〈支援要件〉 対象地域内において、事業所の新規立地又は拡張を行うこと（その他、業種に応じた要件あり） 〈対象地域〉 大阪大学吹田キャンパス地域、北大阪健康医療都市地域、吹田西部・南部地域	奨励金 ○新たに取得した土地、建物、償却資産に課税される固定資産税の2分の1相当額を交付 （5年度間・年度上限額1億円）

詳しくはこちら（吹田市ホームページ）

27206

大阪府

泉大津市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
泉大津市企業誘致促進に関する条例	H13.9	〈対象地域〉 1　泉大津市小津島町及び新港町の区域のうち市長が告示する区域 2　泉大津旧港地区交流拠点用地 3　泉大津市夕凪町の区域 〈要件〉 誘致地域において次の各号のいずれにも該当する事業所を新設又は増設するもの 1　一団となる敷地面積が1,500㎡以上であること 2　規則で定める風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で、不動産を貸し付ける事業でないこと 3　環境の保全について適切な措置が講じられていること	奨励金 〈奨励金の額〉 1　対象地域の1又は2号に規定する地域: ・当該指定に係る事業所の固定資産(土地及び家屋)に係る固定資産税の収納額に1/2を乗じて得た額 2　対象地域の3号に規定する地域: ・交付対象期間のうち最初の3年間については、当該指定に係る事業所の固定資産(土地、家屋及び償却資産)に係る固定資産税の収納額 ・交付対象期間のうち最初の3年間を除いた期間については、当該指定に係る事業所の固定資産(土地、家屋及び償却資産)に係る固定資産税の収納額に 1/2 を乗じて得た額とする 〈交付期間〉 ○交付対象期間は操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して5年以内とする 〈適用期限〉 ○条例の効力期限　R6.3.31

詳しくはこちら(泉大津市企業誘致促進に関する条例)

27207
大阪府
高槻市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
高槻市企業立地促進条例	H18.3	〈対象地域〉 ①工業地域 ②準工業地域 ③その他、事業所の設置が適当であると市長が認める地域 (※初期投資奨励金は市街化区域のみ) 〈要件〉 対象地域で事業所の新設・増設・建替え等を行う以下の業種の事業者(操業開始日前 90 日から操業開始日後90 日までの期間内に申請を行い、指定事業者として指定を受ける必要あり) ①製造業 ②情報通信業 ③学術・開発研究機関 ④その他、市長が特に本市の産業振興に資すると認める事業 ※研究設備投資奨励金および研究者集積奨励金は①～④の研究所が対象。	「企業立地促進事業所税奨励金」 事業所の新設等により、床面積が 500 平方メートルを超え、かつ、事業所税の納税義務者となる場合に事業所税額に相当する奨励金を5年間交付(各年度上限1億円)
			「企業立地促進固定資産税・都市計画税奨励金」 新設等される事業所の床面積が 500 平方メートルを超え、かつ、事業者がその事業所の固定資産税の納税義務者となる場合に、特定固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の額の 1/2 に相当する奨励金を5年間交付(各年度上限 5,000 万円、償却資産は1品 50 万円以上のものが対象)
			「企業立地促進雇用奨励金」 新設等される事業所の操業開始日の前後 90 日以内に当該事業所において、新たに市民を雇用する、又は転入従業者を勤務させ、かつ、1年以上継続して正社員として雇用した場合に1人につき 10 万円の奨励金を交付(5年間:最大 50 万円)※人数上限なし
			「企業立地促進初期投資奨励金」 事業所の新設等のために、敷地面積が 500 平方メートルを超える土地を購入し、当該土地において操業を開始したとき、購入した敷地面積1平方メートルあたり1万円の奨励金を交付(年度上限1億円、総額上限 10 億円)※対象地域:工業地域、準工業地域、その他市長が認める市街化区域
			「企業立地促進研究設備等投資奨励金」 新設等される研究所の床面積が 500 平方メートルを超え、かつ、指定事業者が特定固定資産(対象研究所に係る償却資産に限る。)に係

			る固定資産税の納税義務者となる場合に、特定固定資産に係る固定資産税の額の 1/2 に相当する奨励金を5年間交付(各年度上限 5,000 万円、償却資産は1品 50 万円以上のものが対象)
			「企業立地促進研究者集積奨励金」 新設等される研究所が操業開始日の前後 90 日以内に当該研究所において、新規雇用市民研究者を雇用する、又は転入研究者を対象研究所に勤務させ、かつ、当該新規雇用市民研究者又は転入研究者を1年以上継続して当該対象研究所に勤務させた場合に、新規雇用市民研究者又は転入研究者1人につき 20 万円交付(5年間:最大 100 万円)※人数上限なし
高槻市企業定着促進補助金交付要綱	H22.4	〈要件〉 中小企業者で市内に製造拠点のある製造業の方	〈補助事業〉 周辺住民の生活環境を保全する効果が見込まれる以下の事業 ①防音設備(機械装置などから発生する騒音を防止する設備)、防音壁の設置又は増設、改修 ②防振設備(機械装置などから発生する振動を防止する設備)の設置又は増設、改修 ③脱臭装置(機械装置や原材料等から発生する臭気を低減する設備)の設置又は増設、改修、改修工事(排出口の向きや位置、高さを変更する等、臭気を低減するための工事) 〈補助対象経費〉 補助事業に要する経費のうち工事費、備品購入費及びその他調査費 〈補助金額〉 補助対象経費の 50%以内(限度額 500 万円)
高槻市社宅等整備促進補助金交付要綱	H25.11	〈補助対象者〉 ①法人格を有する団体であること。ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。 ②高槻市における市税の滞納がないこと。 ③破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないこと。 ④高槻市暴力団排除条例第2条に規定する	補助金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げる区分に応じた補助限度額及び補助対象経費の額のうち、低い方の額とする。 【建売購入・賃借の場合】 ①補助対象社宅が 3～4 戸の場合は、15 万円(市内中小企業者のみ) ②補助対象社宅が 5～9 戸の場合は、25 万円(市内中小企業者または市内に事業所等がある場合のみ)

		暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。 〈対象となる社宅〉 ①補助対象社宅は、補助対象者が前年度の9月から補助対象期間内に新たに整備（新築建設、または建売購入・賃借）したものであること。ただし、当該月の初日以外の日から整備した場合は、当該月の翌月初日から整備したものとする。 ②補助対象社宅には、補助対象者が雇用する従業員が補助対象期間内に初めて居住し、かつ住民登録をしていること。 〈対象経費〉 ①補助対象社宅の新築建設に要する費用。ただし、土地及び償却資産にか かる費用及び租税公課は除く。 ②補助対象社宅の建売購入または賃借に要する費用（購入費用、家賃、共益費、その他これらに類する費用）。ただし、土地及び償却資産にかかる費用及び保証金、租税公課は除く。 ③社宅等への入居に要する費用（引越し費用、不動産仲介手数料、その他これらに類する費用で補助対象者が負担するもの） ④その他市長が必要と認める費用	③補助対象社宅が 10～19 戸の場合は、50 万円 ④補助対象社宅が20戸～29戸の場合は、100万円 ⑤補助対象社宅が30戸～39戸の場合は、150万円 ⑥補助対象社宅が40戸～49戸の場合は、200万円 ⑦補助対象社宅が50戸以上の場合は、250万円 【新築建設の場合】 ①補助対象社宅が 3～4 戸の場合は、60 万円(市内中小企業者のみ) ②補助対象社宅が5～9戸の場合は、100万円(市内中小企業者または市内に事業所等がある場合のみ) ③補助対象社宅が 10～19 戸の場合は、200 万円 ④補助対象社宅が20戸～29戸の場合は、400万円 ⑤補助対象社宅が30戸～39戸の場合は、600万円 ⑥補助対象社宅が40戸～49戸の場合は、800万円 ⑦補助対象社宅が 50 戸以上の場合は、1,000万円

27208

大阪府

貝塚市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
貝塚市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例	H13.9	〈対象地域〉 ○産業集積拠点(新貝塚埠頭地区、二色南町地区) 〈要件〉 ○奨励措置対象企業(指定企業)として市長の指定を受けた企業等(事業を営む法人又は個人)のうち、家屋を建設し、自己の事業の用に供することを目的として、産業集積拠点内の土地を取得し、又は借り受けた者 ※ただし、当該指定を受けることができる企業等は、同一の土地又は家屋につき、一の企業等とする	奨励金 〈奨励金の額〉 ○建設した家屋:納付された固定資産税の年税額に相当する額 ○取得した土地:納付された固定資産税の年税額に相当する額 ○借り受けた土地:賃借料の年額(ただし、国有資産等所在市町村交付金の額を限度とする) 〈交付期間〉 ○対象不動産ごとに、最初に奨励金が交付された年度から3年間 〈適用期限〉 ○土地:R6.3.31 までの間に取得し、又は賃貸借契約に基づく賃貸借を開始したもの ○家屋:R6.3.31 までの間に建設に着手し、R9.3.31 までに操業を開始したもの

27210

大阪府

枚方市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
枚方市地域産業基盤強化奨励金交付要綱	H19.12	〈対象地域〉 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域及び準工業地域内において、市長が特に定める地域 〈要件〉 ○日本標準産業分類に定める製造業を営む者 ○事前協議において選定された交付対象事業に則して新規に以下のいずれかの建物又は償却資産（当該建物又は償却資産に係る敷地を取得した場合は当該敷地を含む）を取得し、又は当該企業等の事業を拡大するために建物の床面積を拡張する者 ①製造業に係る製品の製造、加工及び組立を行う施設 ②製造業に係る技術開発、製品開発及び商品開発を行う施設 ③製造業に係る従業員の技能・技術の高度化を図るための施設 ④①から③までに掲げる施設に附帯する施設のうち、市長が特に認める施設 ○当該建物又は償却資産の取得に係る費用が大企業は1億円以上、中小企業は3,000 万円以上であること。	奨励金 〈奨励金の額〉 納税義務者として当該固定資産を納税した場合における固定資産税額の 1/2 に相当する額 〈交付期間〉 ①②のうちいずれか遅い年度から3年間 ①奨励金の対象固定資産税（土地を除く）のいずれかが課されることとなった年度 ②交付対象事業が開始された年度

詳しくはこちら（枚方市地域産業基盤強化奨励金制度のご案内）

27211

大阪府

茨木市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
― ※投下固定資本額についての要件無し。 「成長産業特別集積区域」における市内特区地域(彩都西部地区、東芝大阪工場跡地、大阪大学吹田キャンパス(茨木市域))に進出し、ライフサイエンス、新エネルギー等に関する事業について、事前に大阪府の条例に基づき事業計画の認定を受け、事業を実施すること。	―	課税免除 (最大)	法人市民税 固定資産税 都市計画税	当初5年間
		2分の1軽減 (最大)		6年目から 10 年目まで

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
茨木市企業立地促進条例	H14.4	〈対象地域〉 ○市内全域 〈要件〉 ○対象地域内で自己の事業の用に供する土地等を取得した企業、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、独立行政法人 ①新たに取得した敷地面積が 500 ㎡以上の土地(ただし、取得日から1年以内に自己の事業の用に供する建物の建設に着手すること) ②新築・建替え・増築した延床面積が 500 ㎡以上の建物 ③新設した取得額の合計額が 5,000 万円以上の設備(償却資産)	奨励金 〈奨励金の額〉 ○土地・建物に課される固定資産税及び都市計画税相当額の 1/2 の額 ○設備(償却資産)に課される固定資産税相当額の 1/2 の額 〈交付期間〉 ○固定資産税・都市計画税が初めて課される年度から5年間

27212
大阪府
八尾市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
八尾市ものづくり集積促進奨励金交付要綱	H19.10	〈対象地域〉 ○本市域内の都市計画法に規定する工業専用地域、工業地域、準工業地域 〈対象要件〉 ○対象者は日本標準産業分類に定める製造業を営む者 ○対象事業は延床面積500㎡以上の工事等の新築、増改築、購入 ※増改築の場合は、増改築部分が500㎡以上場合に限る	奨励金 〈対象資産〉 ○工場等の新・増改築・購入にあたって投資した土地、家屋 〈奨励金の額〉 ○対象資産に係る固定資産税の 1/2 以内 〈交付期間〉 ○奨励金交付開始年度から5年以内
「池田泉州銀行」八尾市地域創生融資ファンド	H28.11	八尾市内に本社または事業所がある事業者	【資金使途】 運転資金、設備資金等の事業資金全般 【ファンド総額】 20 億円 【融資限度額】 10 億円以内 【融資期間】 運転資金:最長 7 年 設備資金:最長 20 年 【適用金利】 池田泉州銀行所定金利(変動・固定) ※固定金利の取扱いは最長 7 年 【金利優遇制度】 八尾市、池田泉州銀行間での「産業振興連携協力に関する協定」締結の特典として所定金利より年 0.10%優遇する。 さらに、以下のいずれかに該当する場合所定金利より年 0.10%優遇する。 ・八尾市ものづくり集積奨励金制度の指定を受けている事業者 ・環境マネジメント規格 ISO14001 または KES 環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者 ・雇用者数を増やす事業者 【担保・保証人】

			個別相談 ※申込みにあたっては、銀行所定の審査がある。

詳しくはこちら（八尾市 HP【立地支援】八尾市ものづくり集積促進奨励金のご案内）

27213

大阪府

泉佐野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
泉佐野市企業誘致条例	H20.4 施行	事業所設置奨励金 〈対象地域〉 泉佐野市内全域(りんくう往来北及びりんくう往来南以外) 〈交付条件〉 ①対象家屋の敷地面積が 1,500 ㎡以上 ②対象期間内に建設した対象家屋の固定資産税評価額が2億円以上 ③市税を納期限内に完納 ④10 人以上の雇用が可能 産業集積奨励金 〈対象地域〉 泉佐野市りんくう往来北、泉佐野市りんくう往来南 〈交付条件〉 ①対象家屋の敷地面積が 2,000 ㎡以上 ②対象期間中に新たに対象家屋を建設し、又は対象土地を取得し、若しくは対象借地を借り受け、その取得又は借受けの日から1年以内に対象家屋の建設に着手 ③市税を納期限内に完納 ④10 人以上の雇用が可能	奨励金 奨励金額(1,000 円未満切捨) ・当該対象不動産に係る固定資産税額の 1/2 の額 交付期間 ・対象不動産に対して固定資産税が課税されることとなった年度から起算して5年度の間 奨励金額(1,000 円未満切捨) ・対象不動産にかかる固定資産税額の 1/2 の額 ・大阪府から定期借地を受けているもの(貸付料の減額を受けているものに限る)について、対象借地に係る国有資産所在市町村交付金の 1/2 の額 (特例措置) ※国際観光振興の拠点形成に向けた事業を行う企業として市長が認めるものについては、対象不動産に係る固定資産税額に相当する額
		特例子会社設置奨励金 ＜対象地域＞ 泉佐野市内 ＜交付条件＞ ①対象期間中に新たに対象家屋を建設し、かつ、継続した事業活動を行う特例子会社であること ②市税を納期限内に完納していること ③1週間あたりの労働時間が 20 時間以上の新規	＜奨励金額＞1,000 円未満切捨 新規雇用者のうち、新規常用雇用の障がい者の割合が (1)1割以下の場合、当該対象不動産に係る固定資産税額の2分の1 (2)1割を超え5割以下の場合、当該対象不動産に係る固定資産税額の4分の3 (3)5割を超える場合、当該対象不

		常用雇用された障がい者を1人以上雇用することが可能であること ④上記2件の奨励金の対象でないこと	動産に係る固定資産税に相当する額 ＜交付期間＞ 対象不動産に対して固定資産税が課税されることとなった年度から起算して5年度の間
		まちづくり奨励金 対象地域　　泉佐野市内 交付条件 ①市が課する普通税の1税目で、1課税年度につき3,000 万円以上の納税又は同額以上の納税効果がある ②対象期間中に新たに事業所を開設し、継続した事業活動を行う ③市税を納期限内に完納 ④上記3件の奨励金の対象ではないこと	奨励金額(1,000 円未満切捨) ・納税額又は納税効果額から 3,000 万円を控除した額の 1/10 の額(上限額2億円) ※ただし、2以上の対象者があった場合で、まちづくり奨励金の総額が2億円を超える場合は2億円を按分 交付期間 ・納税又は納税効果があった年度から起算して5年度の間

詳しくはこちら(企業誘致奨励金について)

※適用除外

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物・競馬、競輪、競艇等の場外投票券売場・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 485 条の 14 の規定により、たばこ税は、まちづくり奨励金の対象としない。

対象期間:H20(2008).4.1～R8(2026).3.31

対象家屋:自己の事業の用に供する建築物(住宅及び賃貸住宅を除く)

対象土地:対象家屋の敷地として取得した土地で、その取得の日から 1 年以内に対象家屋の建設に着手しているもの

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
泉佐野市における滞在の促進及び受入環境の整備に関する条例(通称:おもてなし条例)	H28.4 施行	宿泊施設設置奨励金 対象:宿泊施設の新設等をする事業者 対象期間中(H28(2016).4.1～R8(2026).3.31)に ①泉佐野市内に客室が 30 室以上を有する宿泊施設の新設等をすること ②市税を納期限内に完納 ③新規常用雇用者を 5 人以上雇用していること	奨励金 下記表の客室数に応じた奨励金に加えて、コンベンションホールの総面積や規則に定める設備の該当数に応じた合計額の最大1億円となる。(規則は下記リンクを参照)ただし、用途の変更については、当該合計金額に 1/2 を乗じて得た額とする。(用途の変更は、同一の対象不動産につき 1 回限りとする) 客室数 / 奨励金 30 室以上 100 室未満 / ￥10,000,000 100 室以上 200 室未満 / ￥20,000,000

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td><table><tr><td>200 室以上</td><td>￥30,000,000</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>雇用促進奨励金
対象:宿泊事業者
宿泊施設設置奨励金を受ける宿泊施設において、事業開始日までに泉佐野市内に住所を有する新規常用雇用者であって、当該事業の開始日から6カ月以上継続して雇用されるものを、5 人以上雇用していること</td><td>奨励金
<table><tr><td>奨励金</td><td>限度額</td></tr><tr><td>1 人につき￥300,000 を乗じて得た額</td><td>￥10,000,000</td></tr><tr><td>泉佐野市内雇用者に障害者が含まれる場合は、1 人につき￥1,000,000 を乗じて得た額</td><td>条件により最高￥15,000,000</td></tr></table>1 事業者につき 1 回限りとする</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>利子補給金
対象:宿泊事業者
雇用促進奨励金を受ける宿泊事業者であること、泉佐野市内に住所を有する新規常用雇用者を5人以上雇用していること</td><td>奨励金
<table><tr><td>奨励金</td><td>限度額</td></tr><tr><td>支払い利子の 1/5</td><td>月額￥250,000</td></tr></table>交付期間
当該事業の開始月から起算して60月の間</td></tr>
</table>

詳しくはこちら(おもてなし条例(宿泊施設設置奨励金等)について)

27216

大阪府

河内長野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
河内長野市企業立地促進条例	H27.3	【業種要件(全カテゴリ共通)】 　対象事業所において操業を開始した日(以下「操業開始日」という。)に、以下に掲げるいずれかの事業を行う事業所であること。 1. 製造業(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類Eに該当する事業をいう。) 2. 情報通信業(日本標準産業分類に掲げる大分類Gに該当する事業をいう。) 3. 道路貨物運送業(日本標準産業分類に掲げる大分類Hの運輸業、郵便業のうち、中分類番号44に該当する事業をいう。) 4. 学術・開発研究機関(日本標準産業分類に掲げる大分類Lの学術研究、専門・技術サービス業のうち、中分類番号71に該当する事業をいう。) 5. 旅館、ホテル(日本標準産業分類に掲げる大分類Mの宿泊業、飲食サービス業のうち、細分類番号7511に該当する事業をいう。) 6. 簡易宿所(日本標準産業分類に掲げる大分類Mの宿泊業、飲食サービス業のうち、細分類番号7521に該当する事業をいう。) 7. スポーツ施設提供業(日本標準産業分類に掲げる大分類Nの生活関連サービス業、娯楽業のうち、細	

		分類番号8041に該当する事業をいう。） 8．遊園地（日本標準産業分類に掲げる大分類Nの生活関連サービス業、娯楽業のうち、細分類番号8052に該当する事業をいう。） 9．テーマパーク（日本標準産業分類に掲げる大分類Nの生活関連サービス業、娯楽業のうち、細分類番号8053に該当する事業をいう。） 10．その他市長が特に本市の産業振興に資すると認める事業 以下、各奨励・助成金の条件 【立地奨励金】 ＜交付要件＞ 市外事業者 事業者が、土地の取得の日（土地の賃借の場合にあっては、当該土地の賃貸借契約に基づく引渡しの日）から1年以内（土地造成工事に期間を要する場合にあっては、当該土地造成後から1年以内）に、その土地を敷地として立地奨励金の対象となる家屋の取得、新設、建て替え又は増設をした後、1年以内に操業を開始していること。 立地奨励金の対象事業者が、当該家屋の取得、新設、建て替え又は増設の日から操業を開始する日までの間に、立地奨励金の対象となる償却資産を取得し、対象事業所に償却資産を設置していること。 ＜面積要件＞ ①市街化区域 土地取得：取得面積 1,000 ㎡以上 建物新設等：延床面積 1,000 ㎡以上 設備投資：取得価格又は帳簿価格 1,000 万円以上	【立地奨励金】 ＜交付額＞ 固定資産税及び都市計画税の 1/2 相当額 ＜上限額＞ 土地：500 万円/年 建物：300 万円/年 償却資産：500 万円/年 ＜交付期間＞

		②市街化調整区域 土地取得:取得面積 2,000 ㎡以上 建物新設等:延床面積 2,000 ㎡以上 設備投資:取得価格又は帳簿価格 1,000 万円以上 【事業拡張奨励金】 ＜交付要件＞ 市内事業者 事業者が、土地の取得の日(土地の賃借の場合にあっては、当該土地の賃貸借契約に基づく引渡しの日)から1年以内(土地造成工事に期間を要する場合にあっては、当該土地造成後から1年以内)に、その土地を敷地として事業拡張奨励金の対象となる家屋の取得(賃借している家屋を取得する場合を含む。)、新設、建て替え又は増設をした後、1年以内に操業を開始していること。 事業者が、既存の事業用地を敷地として事業拡張奨励金(家屋に係るものに限る。)の交付を申請する場合は、当該家屋の取得(賃借している家屋を取得する場合を含む。)、新設、建て替え又は増設をした後、1年以内に操業を開始していること。 事業拡張奨励金の対象事業者が、当該家屋の取得、新設、建て替え又は増設の日から操業を開始する日までの間に、事業拡張奨励金の対象となる償却資産を取得し、対象事業所に償却資産を設置していること。 ＜面積要件＞ 土地取得:取得面積 100 ㎡以上 建物拡張・更新:延床面積 100 ㎡以	5年間 【事業拡張奨励金】 ＜交付額＞ 取得した土地又は拡張、更新した建物部分に係る固定資産税及び都市計画税の 1/2 相当額 ＜上限額＞ 土地:500 万円/年 建物:300 万円/年 償却資産:500 万円/年 ＜交付期間＞ 5年間

		上 設備投資：取得価格又は帳簿価格1,000 万円以上 【雇用促進奨励金】 ＜交付要件＞ 立地奨励金対象企業のうち、操業開始日から2年を経過した時点で、1年以上市民を新規で雇用している場合。	【雇用促進奨励金】 ＜交付額＞ 雇用一人につき 10 万円 ＜上限額＞ 200 万円/件 ＜交付期間＞ 操業開始日から2年経過時点で1回限り

詳しくはこちら（企業立地促進制度のご案内）

27217
大阪府
松原市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
松原市企業立地促進条例	H24.7	〈対象地域〉 松原市内 〈対象事業者〉 営利を目的とする事業（※規則で定める事業を除く）を実施している法人または個人 市内で1年以上継続して上記事業を実施している法人または個人（市内企業）には、市内企業特例も適用されます。 〈交付要件〉 ・延床面積1,000㎡以上の家屋を新築した場合 ・面積が 1,500 平方メートル以上の土地を新たに取得又は賃借し、当該土地上に常時3名以上の従業員を置く事業所として延床面積が 200 平方メートル以上の家屋を新築した場合 〈市内企業特例〉 事業所の新設、増設、移転、建て替えのため、大企業で2億円、中小企業で 3,000 万円以上の家屋を建築又は新規に取得した場合 設備の新設、増設、更新のため、大企業で2億円、中小企業で2,000万円以上の償却資産を新規に取得または賃借した場合	○立地促進奨励金 〈奨励金額〉 左記家屋に係る固定資産税・都市計画税、不動産取得税額の合計額の 1/3 相当額（土地区画整理事業の施行に係る土地内の家屋にあっては 1/2） 〈交付期間〉 当該家屋に対して奨励金の算出根拠となる税が初めて課されることとなる年度から起算して3ヵ年度の間（不動産取得税額の 1/3 相当額については初回のみ）（土地区画整理事業の施行に係る土地内の家屋にあっては 5 年、1/2） 〈土地に係る特例〉 家屋の新築に伴い、次の規模の土地を新規に取得又は賃借する場合には土地も対象 ・新規立地 1,500 ㎡以上 ・市内企業特例で 500 ㎡以上 ※取得の場合、不動産取得税の 1/3 相当額については 1,000 万円を上限（土地・家屋を合算）（土地区画整理事業の施行に係る土地内の家屋にあっては 1/2）
		〈対象事業者〉 立地促進奨励金の対象事業者及び出店事業者 〈交付要件〉 立地促進奨励金の対象事業開始	○雇用促進奨励金 〈奨励金額〉 雇用1名につき 30 万円 （その従業員が障害者の場合は 60 万円） 非正規の場合でも、正規雇用の 1/2 以上の勤務

		後 1 年又は2年を経過した時点で、市民を新規で雇用し、6ヶ月以上経過した場合	実績があれば、1人につき5万円 （その従業員が障害者の場合は 10 万円） 〈交付期間〉 事業開始後 1 年及び2年経過後、3 ヶ月以内
		〈対象事業者〉 立地促進奨励金の対象事業者に対し、新たに土地を賃貸する者 〈交付要件〉 上記賃貸によって、土地に係る固定資産税の課税標準額が2倍以上となる場合	○土地活用促進奨励金 〈奨励金額〉 当該増加することとなる税額の 1/3 相当額（土地区画整理事業の施行に係る土地内の家屋にあっては 1/2） 〈交付期間〉 奨励金の算出根拠となる固定資産税が初めて課されることとなる年度から起算して3ヵ年度の間（土地区画整理事業の施行に係る土地内の家屋にあっては 5 年）

詳しくはこちら（松原市企業立地促進制度のご案内）

27218

大阪府

大東市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
大東市企業立地促進条例	H22.4.1 ［改正］ H25.4.1	【対象業種】 日本標準産業分類で分類される4業種 製造業 情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業 【対象地域】 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第8条第1項第1号に規定する 本市内の工業地域・準工業地域 【対象事業者】 ・新たに敷地面積 100 平方メートル以上の土地を取得した事業者 ・事業所で床面積 100 平方メートル以上の新設または増設をした事業者 ・建て替えをした後の床面積が 100 平方メートル以上の事業所を有する事業者 ・新たに敷地面積 100 平方メートル以上の土地を事業の用として賃借した事業者	【補助金額】 ・新たに取得した土地に係る固定資産税および都市計画税の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額 ・新たに賃借した土地の面積に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を乗じて得た額に相当する額 (1) 工業地域 1平方メートル当たり 300 円 (2)準工業地域 1平方メートル当たり 200 円 ・新設もしくは増設または建て替えした事業所に係る固定資産税および都市計画税の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額 【補助期間および補助限度額】 ・5年間（固定資産税および都市計画税が初めて課されることとなる年度から起算して5年度間） ・5年間の補助合計額は 5,000 万円が限度

詳しくはこちら（大東市企業立地促進補助制度と不動産情報のご案内）

27219
大阪府
和泉市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
和泉市産業集積促進条例	H25.9.30	〈対象地域〉 ○テクノステージ和泉工業地域地区（和泉市テクノステージ一丁目～三丁目） ○トリヴェール和泉西部ブロック地区（和泉市あゆみ野一丁目～四丁目の準工業地域） 〈補助対象者〉 ○産業集積促進条例において操業計画の認定を受けた事業者 ○自己の事業の用に供するための工場等及び企業等の事務所を取得、新築、増築又は改築（以下「取得等」という。）した事業者 ○操業計画の認定を受けた日から起算して3年以内に操業計画に基づき建物の取得等をし、かつ、建物の取得等の後7年以上操業を行う事業者	〈補助内容〉 ○操業計画に基づき取得等をした建物に係る固定資産税額の2分の1に相当する額（上限 500 万円／年） 〈補助期間〉 ○取得等をした建物に係る固定資産税を賦課する年度から5年間 詳しくはこちら （和泉市産業集積促進条例）
和泉市ホテル・旅館の誘致に関する条例	H27.9.30	〈対象地域〉 市域全体 〈補助対象者〉 ○市内にホテル・旅館を新設しようとするホテル・旅館事業者 ○和泉市ホテル・旅館の誘致に関する条例に基づき、指定を受けた事業者 ○補助金の交付対象となるホテル・旅館を 10 年以上営業する事業者	〈補助内容〉 (1)建築費等補助金 ホテル・旅館を新設するために要した建築費用の 100 分の 10 に相当する額（上限 1 億円） (2)固定資産税等補助金 ホテル・旅館の土地及び建物に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額 (3)借地料補助金 ホテル・旅館の敷地として土地を賃借する場合に係る借地料の2分の1に相当する額（上限　年額 500 万円） (4)下水道使用料補助金 ホテル・旅館に係る下水道使用料に相当する額（上限　年額 500 万円）

			〈補助要件及び期間等〉 (1)は、コンベンションホール等を有するホテル・旅館に限り交付 (2)は、指定事業者が納税義務者である場合に限り交付。補助期間は、ホテル・旅館の営業を開始した日以後、当該ホテル・旅館に係る固定資産税等を新たに賦課する年度から5年間とする。 (3)及び(4)は、補助期間は、ホテル・旅館が営業を開始した月から5年間とする。 詳しくはこちら (和泉市ホテル・旅館の誘致に関する条例)

27220
大阪府
箕面市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)※			
なし 〈認定成長産業事業〉	資本金1億円以下:0 人 資本金1億円超～10 億円以下:5人 資本金 10 億円超～50 億円以下:10 人 資本金 50 億円超:20 人	課税免除 (最大)	法人市民税 固定資産税 都市計画税	当初～ 5年目まで
		2分の1軽減 (最大)		6年目～ 10 年目まで
なし 〈承認地域経済牽引事業〉	資本金1億円以下:0 人 資本金1億円超～10 億円以下:5人 資本金 10 億円超～50 億円以下:10 人 資本金 50 億円超:20 人	2分の1軽減 (最大)	固定資産税 都市計画税	当初～ 5年目まで
【土地】新規取得面積 500 ㎡以上 【建物】新築、建替え、増築後の延べ床面積 500 ㎡以上 【設備】新設取得合計額 5,000 万円以上 〈その他事業〉	資本金1億円以下:0 人 資本金1億円超～10 億円以下:5人 資本金 10 億円超～50 億円以下:10 人 資本金 50 億円超:20 人	2分の1軽減 (最大)	固定資産税 都市計画税	当初～ 5年目まで

※実績報告の対象となる事業年度の末日における市内雇用者数が、認定申請前事業年度の末日における市内雇用者数に比して記入している人数以上増加していること。

27224
大阪府
摂津市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
摂津市企業立地等促進条例	H18.4 H23.4　全面改正	◎対象事業者：法人（小売業・不動産業・風営法に係る事業所を除く） ◎対象地域：工業地域・準工業地域・その他市長が認める地域 ◎対象要件 土地：事業拡大のため新たに取得した土地（自己の事業に供するために建物の建築などを行う場合に限る・面積要件なし） ※土地取得日から2年以内に自己事業用地として建設工事等に着手すること 建物：新たに延床面積 100 ㎡以上を新築・増築・建替する建物 償却資産：①奨励金の交付対象となる新たな建物部分に設置する全ての償却資産 ②既存施設に新たに設置する償却資産は、取得額の合計額が 3,000 万円以上の償却資産 ◎その他 ・借地は建物と償却資産、賃貸入居は償却資産を対象とする。 ・健都イノベーションパークに新設される予定のレンタルラボ（家屋）は、法人の業種及び自己の事業に供するか否かは問わないものとする。	○ 奨励金の額 ・固定資産税相当額の 1/2（都市計画税は対象外） 上限は年間1億円 ・以下の特例償却資産（設備投資の金額制限なし）の導入については、償却資産の固定資産税相当額の全額 1 太陽光発電装置 2 事業所内保育施設 3 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する認可を受けた施設） 4 その他事業環境の向上に資する償却資産として市長が認めるもの ○ 交付期間 事業開始後、固定資産税が当該指定事業者に最初に課される年度から起算して5年間

27225
大阪府
高石市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

<table>
<tr><th colspan="2">適用基準</th><th rowspan="2">措置事項</th><th rowspan="2">措置範囲</th><th rowspan="2">適用期間</th></tr>
<tr><th>投下固定資本額（万円以上）</th><th>従業員（人以上）</th></tr>
<tr><td>新設（新エネルギー関連事業を新たに営もうとする事業所等を新設する企業等）
大企業 1,000 万円以上
中小企業 230 万円以上</td><td>―</td><td>課税免除
（※1）</td><td rowspan="4">固定資産税
都市計画税
＋
雇用奨励金
10 万円／人
（新たに正規雇用者を1年以上継続　※高石市民に限る）</td><td>5年間</td></tr>
<tr><td>新設（新規進出企業）
大企業 1,000 万円以上
中小企業 230 万円以上</td><td>―</td><td>課税免除
（※2）</td><td>3年間</td></tr>
<tr><td>増設拡張
大企業 1,000 万円以上
中小企業 230 万円以上</td><td>―</td><td>2/3 軽減
（※3）</td><td>5年間</td></tr>
<tr><td>設備更新
大企業 6,000 万円以上
中小企業 230 万円以上</td><td>―</td><td>1/2 軽減
（※3）</td><td rowspan="2">固定資産税
都市計画税</td><td>5年間</td></tr>
<tr><td>災害対策設備等
230 万円以上</td><td>―</td><td>課税免除
（※3）</td><td>5年間</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜対象地域＞
市域の工業専用地域・準工業地域</td><td colspan="3">（※1）耐用年数が 4 年に満たない償却資産は除き、5 年以内の償却資産は 3 年間
（※2）耐用年数が 4 年に満たない償却資産は除く。
（※3）耐用年数が5年以内の償却資産は3年間（耐用年数を限度とします）
令和 9（2027）年 3 月 31 日まで</td></tr>
</table>

詳細情報は下記 URL にて公開中

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/seisakusuishin/keizai_ka/syoukou/richisokushin.html

27227

大阪府

東大阪市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
東大阪市住工共生モノづくり立地促進補助金交付要綱	H15.7	〈対象地域〉 ○本市域内の都市計画法に規定する工業専用地域又は東大阪市住工共生のまちづくり条例で規定するモノづくり推進地域 ※モノづくり推進地域とは、東大阪市内の工業地域及び多くの準工業地域を指します。 〈要件〉 ○次の要件を全て満たす場合 ①日本標準産業分類に定める製造業であること ②市内の工業専用地域・モノづくり推進地域で新たに工場を購入、新築、建替えあるいは増築すること ③購入、新築、建替えあるいは増築部分の延床面積が工業専用地域で 1,000 ㎡以上、モノづくり推進地域で 500 ㎡以上であること	補助金 〈補助率〉 ○土地・家屋にかかる都市計画税および固定資産税相当額の一定割合 〈交付期間〉 ○3年間

27228
大阪府
泉南市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
泉南市企業立地促進条例	R2.4	○指定事業者（操業開始前の指定必要） 〈対象地域〉 泉南市内全域 〈要件〉 ・本市の区域内で事業所を新設 ・事業所として面積が 1,000 平方メートル以上の土地を取得又は賃借 ・延床面積が 1,000 平方メートル以上の家屋を新築、建て替え又は増設 ・下記〈対象業種〉のいずれかの事業を行う事業者 〈対象業種〉 製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術・開発研究機関、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業	○立地促進奨励金 〈補助内容〉 取得した土地及び家屋に係る 1 会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の 1 に相当する額を5年間交付 〈奨励金の額〉 1 会計年度につき上限 500 万円 ○雇用促進奨励金 〈補助内容〉 操業開始日から2年を経過した日において、1 年以上継続して市民を新規正規従業員として雇用している場合、新規正規従業員 1 人につき 10 万円を 1 回に限り交付 〈奨励金の額〉 上限 200 万円 ○水道料金又は下水道使用料助成金 〈補助内容〉 事業の操業開始日から2年を経過した日において、指定事業者が納付した水道料金又は下水道使用料について、その額に 10 分の 1 を乗じて得た額を 1 回に限り交付 〈助成金の額〉 上限 100 万円
		○土地使用者 指定事業者に自己の所有する土地を賃貸した者	○土地活用促進奨励金 〈補助内容〉 指定事業者が新たに土地を賃借することによって、当該土地に係る固定資産税の課税標準額が賃借する以前に比して2倍以上となるときは、当該土地所有者に対し、土地に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を2年間交付 〈奨励金の額〉

			1 会計年度につき上限 500 万円

詳しくはこちら（泉南市ウェブサイト「企業の誘致促進について」）

27230
大阪市
交野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容	期　間
交野市企業立地促進条例	R02.04.01	〈対象地域〉 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び準工業地域内において市長が特に定める地域 〈対象者〉 次の(1)～(5)のいずれにも該当する事業者であること (1)中小企業者又は本社機能を有する事業所等を市内へ新設し、本店として登記する事業者であること。 (2)産業集積促進地域で製造業、情報通信業又は学術・開発研究機関を営むこと。 (3)市税の滞納がない法人又は個人であること。 (4)騒音、公害防止等について、法令で定める適正な措置を講じること。 (5)暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当しないこと。 〈対象事業〉 (1)事業所等の購入または新築(2)事業所等の増築(3)事業所等の建替え(4)償却資産の購入(5)交	(1)～(3) 購入、新築、増築、建替えした家屋に係る固定資産税相当額及び都市計画税相当額の1／2 ※1会計年度の中で、1対象事業者につき5,000,000 円を上限とする。 (4) 購入した償却資産に係る固定資産税相当額及び都市計画税相当額の1／2 ※1会計年度の中で、1対象事業者につき 4,000,000 円を上限とする。 (5) 新規雇用者1人あたり 100,000 円 ※1対象事業者につき 1,000,000 円を上限とする。	(1)～(4) 対象資産を取得した日または対象事業所等が操業を開始した日以後、初めて固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度から起算して5年

		野市民の新規雇用 ※ただし、(4)及び(5)は、(1)～(3)のいずれかの事業を実施する際にのみ対象		

詳しくはこちら(https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2020021200027/)

27231

大阪府

大阪狭山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
大阪狭山市小規模企業融資あっせん要綱	H19.10.1	【融資利子補給制度】 ＜対象者＞ 大阪狭山市小規模企業融資あっせんによって融資を受けた者。	＜交付額＞ 前年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間において取扱い金融機関に支払った利子総額に相当する額。 ＜利子補給期間＞ 前年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間。 ＜交付申請の期限＞ 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間。
		【信用保証料補給制度】 ＜対象者＞ 大阪狭山市小規模企業融資あっせんによって融資を受けた者。	＜交付額＞ 保証協会に支払った信用保証料の額に相当する額。 ＜交付申請の期限＞ 完済後1年以内。

27232

大阪府

阪南市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
阪南市企業誘致促進条例	H14.3	〈対象地域〉 ○新住宅市街地開発事業地（阪南スカイタウン）のうち、市長が指定し告示する地域 〈要件〉 ○対象地域において、次の要件のすべてを満たす企業 ①敷地面積 1,000 ㎡以上（一団の土地として規則で定める要件に該当するものに限る。）の用地を取得または定期借地権設定契約した企業 ②新住宅市街地開発法、建築基準法等の関係法令に違反しない企業 ③情報産業若しくは研究開発型企業等または市長が特に認める企業 ○令和 3 年 3 月 31 日をもって失効しました。経過措置の対象となる企業に対しての奨励措置を実施しています。	立地奨励金 ①取得した土地…1㎡あたり 500 円 ※前年度に支払った当該固定資産税の年税額が限度 ②借り受けた土地…1㎡あたり 500 円 ※前年度に交付された国有資産等所在市町村交付金相当額が限度 ③建設した家屋…1㎡あたり 500 円 ※前年度に支払った当該固定資産税の年税額が限度 （5年間） 雇用奨励金 ①操業開始後、3年を経過した日において、10 名以上の常用雇用を行っている場合、1回限り交付 ②3年を経過した日を基準として6ヶ月以上雇用されており、今後引き続き雇用される見込みのある新規市内常用雇用者の人数に20 万円を乗じた額を交付 ※限度額 1,000 万円

27301

大阪府

島本町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
島本町企業立地促進条例	H23.4	○(日本標準産業分類による)製造業・情報通信業・運輸業・郵便業・卸売業・学術・開発研究機関・その他産業の振興に資するものとして町長が特に認めるもの ①新設(町内に建物を新築又は事業所を設置)又は移設(町内に事業所を有する企業が、既存の事業所を移転)した事業所 ②事業所用地の敷地面積 500 ㎡以上 ③建物の延べ床面積 500 ㎡以上 ④投資固定資産総額(土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計)5,000 万円以上 ⑤事業所に公害の発生のおそれがない、又は公害の発生の防止に必要な措置を講じていること	企業立地促進奨励金 ○土地、家屋、償却資産に課される固定資産税および都市計画税の 1/2 相当額 ○5年間 ○事業開始に伴い、当該指定事業者に対して課される町税が完納された年度以降に交付

詳しくはこちら(島本町企業立地促進制度)

27322
大阪府
能勢町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内容
能勢町企業立地促進条例 ①企業立地促進奨励金 (注 5)	H30.6.22	＜対象要件＞ 投下固定資産額(注 1)が1億円以上であること ＜対象業種＞ ①製造業 ②情報サービス業 ③物流関連産業 ④学術・開発研究機関 ⑤その他町長が適当と認めるもの	事業所を新設または増設(注 2)するため に要した土地・家屋・償却資産に対して 課せられることになる固定資産税相当額 (交付対象期間　3年間)
②町内雇用促進奨励金			新規常用雇用者(注 3)×10 万円 (限度額　100 万円／年) (交付対象期間　3年間)
能勢町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例	R4.9.14	＜対象要件＞ ①青色申告をしている個人又は法人 ②令和 4 年 4 月 1 日以降に取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその付属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替えをいう。)のための工事による取得又は建設を含む。)した直接事業の用に供する家屋及び償却資産で、法人は事業年度、個人は暦年で、取得価額の合計額が下記に該当すること。 Ⓐ製造業・旅館業(下宿営業を除く) ・資本金の額5,000 万円以下(個人を含む) →取得価額 500 万円以上 ・資本金の額　5,000 万円超～1 億円以下 →取得価額 1,000 万円以上 ・資本金の額　1 億円超 →取得価額 2,000 万円以上 Ⓑ農林水産物等販売業(注4) 情報サービス業等 取得価額 500 万円以上 ※資本金の額が 5,000 万円超の法人は新設・増設に係る取得等に限ります。 ＜対象業種＞ ①製造業 ②農林水産物等販売業(注4)	申請により固定資産税の課税免除 (対象資産につき1／1) (固定資産税を課すべきこととなった年度から3年間) 申請期限 事業の用に供した日の翌年の 1 月 31 日まで

		③旅館業（下宿営業を除く） ④情報サービス業等（情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査） ＜対象資産＞ 1. 家屋：「建物及び付属施設」のうち、直接事業の用に供する部分 ※製造業の場合、事務所・倉庫等を除く。旅館業の場合、従業員宿舎等を除く。 2. 償却資産：「機械及び装置」のうち、直接事業の用に供するもの ※所得税法又は法人税法の規定による確定申告において特別償却（個人の場合：租税特別措置法第 12 条第 4 項、法人の場合：租税特別措置法第 45 条第 3 項）の対象となる資産であることが必要となります。 3. 土地：対象となる家屋の垂直投影部分 ※取得の日から 1 年以内に当該家屋の建設に着手した場合に限る。	

（注 1）事業所を新設又は増設するために要した土地、家屋及び償却資産のうち、町の固定資産台帳に登録されたものの取得に要した費用の合計（消費税及び地方消費税相当額を除く）。

（注 2）増設の場合は事業規模拡大を目的とする場合に限る（単なる老朽化による修繕等は対象外）。

（注 3）町内に住所を有する者及び新設又は増設した事業所で勤務するために新たに町内に転入した者でかつ常時使用する正規の従業員として採用された者。

（注 4）農林水産物等販売業は、地域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原材料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において、主に地域以外の者に販売することを目的とする事業とする。（例：観光客向けの農林水産物の直売所、農家レストランなど）

（注 5）能勢町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例第2条の規定により固定資産税の課税免除の適用を受けた場合は、当該固定資産税に相当する額に係る企業立地促進奨励金は交付しない。

27341

大阪府

忠岡町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
忠岡町工場施設高度化奨励条例	S48.4	〈要件〉 ○高度の施設を有する工場を新設し、又は既設の工場を拡張した者で、次の各号に該当するもの (1)従業員の数が 200 人以上であること (2)新設又は拡張にかかる工場施設の価額が5億円以上であること (3)公害を発生する恐れがないこと	奨励金 〈補助率〉 初年度　80/100 第2年度　60/100 第3年度　40/100 〈交付期間〉 ○固定資産税を課される年度から3ヵ年

27361
大阪府
熊取町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
対象業種(製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業、旅館業、学術・開発研究機関)が減価償却資産(一連の設備である建物及び償却資産)の設備投資を行い、取得価額の合計額(1～12 月)が 2,700 万円を超えること。 既立地企業も対象。 〈産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例〉	新規雇用者 15 人超(道路貨物運送業、こん包業、卸売業) 熊取町内の事務所の従業員に占める本町住民の割合が2割に達していること。(対象業種すべて)	不均一課税 第1年度 100 分の0 第2年度 100 分の 0.35 第3年度 100 分の 0.7	固定資産税	当初3年間
— ※投下固定資本額についての要件無し。 「成長産業特別集積区域」における町内特区地域(京都大学原子炉実験所)に進出し、ライフサイエンスに関する事業について、事前に大阪府の条例に基づき事業計画の認定を受け、事業を実施すること。 〈成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例〉	—	課税免除 (最大)	法人町民税 固定資産税	当初5年間
		2分の1軽減 (最大)		6年目から 10 年目まで

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
社宅誘致支援制度	H30.4.1	●補助対象者の要件 ①法人格を有する団体であること。ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。 ②国税及び事業所等が所在する自治体において納付するべき地方税を滞納していないこと。 ③別途定める欠格事項に該	●補助金額 入居戸数1戸につき、15 万円 ※補助限度額は1法人につき 300 万円 ●補助対象経費 ①社宅を所有する場合に対象となる経費 施設の維持管理に要する費用(電気・ガス・水道料金、管理に要する費用等) ※資産に要する費用、租税公課は除く ②社宅を賃借する場合に対象となる経費 賃借に要する費用(家賃、共益費等)

		当しないこと。（民事再生法施行令、民事再生法、会社更生法、破産法、破壊活動防止法、暴力団排除条例、入札参加資格停止要綱などに関する事項） ●補助対象の社宅の要件 ①補助対象住宅は、補助対象者が補助対象期間内（1月～12月末（平成30年度においては、4 月～12 月末が対象期間）において、新たに所有もしくは賃借するものであること。 ②補助対象住宅には、補助対象者が住民税の特別徴収義務者となる従業員が、対象期間となる年の翌年1月1日において住民登録し、かつ、居住していること。	※保証金は除く ③共通で対象となる経費 入居に要する費用（引越し費用、不動産仲介手数料等）その他町長が必要と認める経費。 ■当該制度を希望する場合は、原則として事前申請が必要。

詳しくはこちら（熊取町ホームページ）

27362

大阪府

田尻町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
田尻町企業誘致促進条例	H13.12	〈対象地域〉 ○本町のりんくうポート北及びりんくうポート南 〈要件〉 ○次の各号のいずれにも該当するもの (1)対象地域内において、対象期間(H14.1 からH28.3 まで)に対象家屋(自己の事業の用に供する建築物)の建設に着手し、所有しているもの又は対象期間中に対象土地を取得し、又は借り受け、その取得又は借り受けの日から1年以内に対象家屋の建設に着手し、所有しているもの (2)田尻町税条例(昭和 36 年条例第 13 号)第3条に規定する町税を完納しているもの (3)環境の保全に配慮するとともに、必要な対策及び措置を講じられているもの ※対象期間 この条例の施行の日から平成 28 年3月 31 日までの期間をいう。	奨励金 〈奨励金の額〉 (1)対象家屋 当該家屋に対して課された固定資産税の年税額の 1/2 (2)取得した土地 当該土地に対して課された固定資産税の年税額の 1/2 (3)借り受けた土地 当該土地に係る賃借料の年額と当該土地に係る固有資産等所在市町村交付金の交付額を比較していずれか低い額の 1/2 〈交付期間〉 ○固定資産税が賦課され、又は町に市町村交付金が交付された最初の年度から5年間交付

27366

大阪府

岬町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
岬町企業立地促進条例	H29.3	○事業者が延べ床面積が 1,000 ㎡以を超える工場、物流施設、試験研究施設、本社、データセンター、小売店舗、宿泊施設、その他事業所の新設等を行うこと。ただし、当該新設等（当該対象施設の用に供する部分に限る。）に係る投下固定資産総額が 5,000 万円を超えるものであること。 ○事業者の役員等が、暴力団暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。 ○既に本町の区域内に事業所を有する事業者にあっては、町税に未申告及び滞納がないこと。 ○町と操業に関する協定を締結すること。 ○優遇措置の指定を受けた日から1年以内に建築工事に着手すること。 ○上記に加え、施設設置助成金は、新設等を行った対象施設に対して賦課される固定資産税を完納していること、水道料金助成金は、水道料金を指定納期限までに完納していること。	施設設置助成金 ○指定事業者が新設等を行った対象施設に対して賦課される固定資産税の収納額に2分の1を乗じて得た額 ○操業開始の日の翌年の4月1日から起算して5年間助成（1年分につき 2, 000 万円を限度とする。） 雇用促進助成金 ○指定事業者が新設等を行った対象施設において新規雇用した者及び転勤者（転勤の前後3か月以内に本町住民となり、転勤日から1年経過後も継続して雇用され、かつ、本町住民である者（ただし、本町住民となった日前1年以内に本町住民であったものを除く。））の人数に 10 万円を乗じて得た額 ○操業開始の日から3年間で総額 200 万円を限度とする 水道料金助成金 ○指定事業者が新設等を行った対象施設において納付した水道料金に 10 分の3を乗じて得た額 ○水道使用開始の月から起算して3年間（1年分につき 100 万円を限度とする。）

27383

大阪府

千早赤阪村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法によるもの 対象地域　千早赤阪村内全域 対象事業　製造業、旅館業、農林水産物等販売業又は情報サービス業 ・設備等の取得価額が次のとき (1)製造業又は旅館業（下宿営業を除く。） 500 万円（資本金の額等が、5,000 万円を超え1億円以下である法人が行うものにあっては 1,000 万円とし、1億円を超える法人が行うものにあっては 2,000 万円とする。） (2) 農林水産物等販売業又は情報サービス業等 500 万円	課税軽減	固定資産税（建物、償却資産、土地）	3年度間
地域再生法（大阪府地方活力向上地域特定業務施設整備計画）によるもの 対象地域　大阪府地方活力向上地域特定業務施設整備計画の区域 対象事業　特定業務施設（事務所、研究所、研修所） ・「大阪府地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けて特定業務施設を整備したとき	不均一課税	固定資産税（建物、償却資産、土地）	3年度間（税制大綱改正により令和6年3月末まで延長）

※千早赤阪村税特別措置条例（H28.4）